

SANKYODO PRESS

2025.

3

月号

Topics 注目トピック

- 社保 社会保険料率と雇用保険料率の改定について
- 融資 日本政策金融公庫
新規開業・スタートアップ支援資金をお得に利用するには

メディア実績



2025年4月からの
育児・介護休業法の改正に関して

沖縄保養所での
ワーケーションの様子

育児・介護休業法 改正

2024年5月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正されました。

■ 改正の趣旨

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる。

■ 改正の概要

1. 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
2. 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化
3. 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

参考：[育児・介護休業法 改正ポイントのご案内](#)

なお上記は2025年4月1日と10月1日の2回に分けて、改正育児・介護休業法が施行されます。以下4月から施行される内容をピックアップいたします。

1. 2025年4月1日から段階的に施行される内容

(1) 子の看護休暇の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校 3年生修了 まで
取得事由の拡大 (3及び4を追加)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 病気・けが 2. 予防接種・健康診断 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 病気・けが 2. 予防接種・健康診断 3. 感染症に伴う学級閉鎖等 4. 入園(入学)式、卒園(卒業)式

(2) 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前 の子を養育する労働者

(3) 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる 企業の拡大	従業員1,000人超の企業	従業員数 300人超 の企業

※公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。

(4) 介護離職防止のための雇用環境整備

介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下1~4のいずれかの措置を講じなければなりません。

1. 介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
2. 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
3. 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供
4. 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知

(5) 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

① 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

② 介護に直面する前の早い段階（40歳等）での情報提供

労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項について情報提供しなければなりません。

1. 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容）
2. 介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など）
3. 介護休業給付金に関すること

(6) 育児・介護のためのテレワーク導入

3歳未満の子を養育する労働者、要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

2. 育児休業の動向

(1) 男性の育休取得率 30.1%

厚生労働省は「令和5年度雇用均等基本調査」結果を公表しております。その結果によると、2023年度の民間企業の男性の育休取得率は30.1%と3割台に達し、前年と比べ、上昇幅も過去最高となりました。

(2) 事業所規模別の男性育休取得率

従業員500人以上が34.2%と最も高いが、100～199人が31.1%、30～99人31.4%、5～29人26.2%となっています。事業所規模に関係なく取得率はすべて上昇しており、取得率がもともと低かった規模が小さい事業所の上昇幅が大きくなっております。

(3) 取得率向上の背景

1つ目は、2022年10月1日に施行された改正育児・介護休業法において男性の育休取得率向上を促すために、出生後8週間以内に最大4週間の利用が可能な「産後パパ育休」制度を創設したことがあげられます。

2つ目として、男性育休取得率の開示義務です。2023年4月から従業員1,000人以上の企業の開示が義務化され、2024年4月から300人以上、2025年4月からは100人以上（100人未満は努力義務）となるなど順次、対象が拡大していることです。

3つ目は、政府が民間企業勤務の男性の育休取得率を2025年度に50%、2050年度に85%という目標を掲げていることです。

これらの要因により企業の積極的取り組みを促していると思われれます。

3. 最後に

2025年4月に施行される内容は、就業規則（育児・介護休業規程等）や労使協定の修正が必要なものと、会社として運用方法を決めておくべきものがあります。

これらの改正につきご不明な点等ございましたら、弊法人にご連絡いただければ幸いです。



松橋良枝

1. 社会保険料率の改定（2025年3月分より）

社会保険料の改定時期となりました。
 協会けんぽについては下記よりアクセスして保険料のご確認をお願いいたします。
 健保組合の方はそれぞれの組合よりご案内があるかと存じます。

協会けんぽ：2025年度（令和7年度）の保険料額表

料率は都道府県ごとに異なりますので、適用事業所が所在する都道府県の料額表をご確認ください。

変更時期は2025年3月分（4月納付分）より変更となりますが、社会保険料を翌月控除している事業所は、4月に支給する給与から新たな料率での計算が必要です。なお当月控除している事業所は3月に支給する給与より変更となりますのでご注意ください。

【参考】

東京都の場合、健康保険料率は9.98%→9.91%（介護保険料率を含めると11.58%→11.50%）へと変更となります。

なお**介護保険料率は、全国一律で1.6%→1.59%の変更**となります。

令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- ・健康保険料率：令和7年3月分～ 適用
- ・厚生年金保険料率：平成29年9月分～ 適用
- ・介護保険料率：令和7年3月分～ 適用
- ・子ども・子育て拠出金率：令和2年4月分～ 適用

(東京支部) (単位：円)

標準報酬 等級	月額	報酬月額	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)		
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員		
			9.91%		11.50%		18.300%※		
			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	
1	58,000	円以上 円未満							
2	68,000	63,000 ~ 73,000	5,747.8	2,873.9	6,670.0	3,335.0			
3	78,000	73,000 ~ 83,000	6,738.8	3,369.4	7,820.0	3,910.0			
4(1)	88,000	83,000 ~ 93,000	7,729.8	3,864.9	8,970.0	4,485.0			
5(2)	98,000	93,000 ~ 101,000	8,720.8	4,360.4	10,120.0	5,060.0	16,104.00	8,052.00	
6(3)	104,000	101,000 ~ 107,000	9,711.8	4,855.9	11,270.0	5,635.0	17,934.00	8,967.00	
7(4)	110,000	107,000 ~ 114,000	10,306.4	5,153.2	11,960.0	5,980.0	19,032.00	9,516.00	
8(5)	118,000	114,000 ~ 122,000	10,901.0	5,450.5	12,650.0	6,325.0	20,130.00	10,065.00	
9(6)	126,000	122,000 ~ 130,000	11,693.8	5,846.9	13,570.0	6,785.0	21,594.00	10,797.00	
10(7)	134,000	130,000 ~ 138,000	12,486.6	6,243.3	14,490.0	7,245.0	23,058.00	11,529.00	
11(8)	142,000	138,000 ~ 146,000	13,279.4	6,639.7	15,410.0	7,705.0	24,522.00	12,261.00	
12(9)	150,000	146,000 ~ 155,000	14,072.2	7,036.1	16,330.0	8,165.0	25,986.00	12,993.00	
13(10)	160,000	155,000 ~ 165,000	14,865.0	7,432.5	17,250.0	8,625.0	27,450.00	13,725.00	
14(11)	170,000	165,000 ~ 175,000	15,856.0	7,928.0	18,400.0	9,200.0	29,280.00	14,640.00	
15(12)	180,000	175,000 ~ 185,000	16,847.0	8,423.5	19,550.0	9,775.0	31,110.00	15,555.00	
16(13)	190,000	185,000 ~ 195,000	17,838.0	8,919.0	20,700.0	10,350.0	32,940.00	16,470.00	
17(14)	200,000	195,000 ~ 210,000	18,829.0	9,414.5	21,850.0	10,925.0	34,770.00	17,385.00	
18(15)	220,000	210,000 ~ 230,000	19,820.0	9,910.0	23,000.0	11,500.0	36,600.00	18,300.00	
19(16)	240,000	230,000 ~ 250,000	21,802.0	10,901.0	25,300.0	12,650.0	40,260.00	20,130.00	
20(17)	260,000	250,000 ~ 270,000	23,784.0	11,892.0	27,600.0	13,800.0	43,920.00	21,960.00	
21(18)	280,000	270,000 ~ 290,000	25,766.0	12,883.0	29,900.0	14,950.0	47,580.00	23,790.00	
22(19)	300,000	290,000 ~ 310,000	27,748.0	13,874.0	32,200.0	16,100.0	51,240.00	25,620.00	
23(20)	320,000	310,000 ~ 330,000	29,730.0	14,865.0	34,500.0	17,250.0	54,900.00	27,450.00	
			31,712.0	15,856.0	36,800.0	18,400.0	58,560.00	29,280.00	

※厚生年金保険料は変更ございませんので、従来とおりの料率で計算してください。

2. 雇用保険料率の改定（2025年4月1日以降）

今年度は雇用保険料の改定がありました。

2025（令和7）年4月1日から2026（令和8）年3月31日までの雇用保険料率は下記のサイトのとおりです。

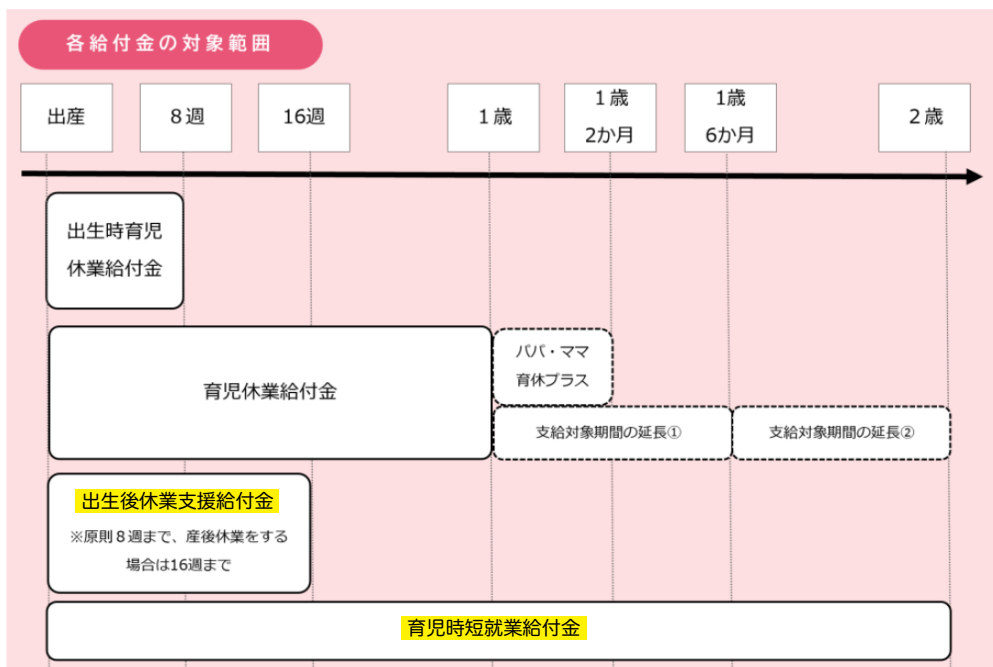
厚生労働省：2025年度 雇用保険料率のご案内

一般の事業の労働者負担は6/1000→5.5/1000、事業主負担は9.5/1000→9/1000と前年度からトータルで1/1000の引き下げとなっております。

※今年度は労災保険料率の変更はございません。（2024年度（令和6年度）と同じです）

3. 雇用保険の新しい給付金

2025年4月から新しい給付金である出生後休業支援給付金および育児時短就業給付金の支給が始まります。



厚生労働省：育児休業等給付

(1) 出生後休業支援給付金

2025（令和7）年4月1日から「出生時育児休業給付金」または「育児休業給付金」の支給を受ける方が、**両親ともに一定期間内に通算して14日以上**の育児休業（産後パパ育休を含む）を取得し一定の要件を満たすと支給を受けることができます。内容は下記サイトよりご確認ください。

厚生労働省：出生後休業支援給付金

(2)育児時短就業給付金

令和7年4月1日から、**2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合**に、賃金が低下するなど一定の要件を満たすと「**育児時短就業給付金**」の支給を受けることができます。

内容は下記サイトよりご確認ください。

厚生労働省：育児時短就業給付金

4. 最後に

4月は改正事項がありますが、上記1.2については、給与計算に反映をお願いします。

また給付金については該当者がいないかご確認のうえで、申請手続きを進めていただければと思います。

日本政策金融公庫 新規開業・スタートアップ支援資金をお得に利用するには

「新規開業・スタートアップ支援資金」は、日本政策金融公庫が提供する融資制度です。これから創業する方や、創業から一定期間内の方を対象に、金利が優遇される仕組みになっています。この制度を利用するには、いくつかの条件を満たす必要があります。

例えば、「中小企業の会計に関する指針」などの基準に則って決算書類を適切に作成していること（またはその予定）が求められます。また、作成した事業計画書について、税理士などの認定経営革新等支援機関から助言を受けることも必要です。

顧問税理士などに相談しながら申請を進めることで、より有利な条件で融資を受けられる可能性があります。資金調達を検討されている方は、ぜひ一度相談してみたいはいかがでしょうか。

ご利用いただける方	<p>下記、①または②に該当し、「中小企業の会計に関する基本要領^{※1}」または「中小企業の会計に関する指針^{※2}」を適用している、または適用する予定の方であって、自ら事業計画書の策定を行い、中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関^{※3}による指導および助言を受けている方</p> <p>①新たに事業を始める方 ②事業開始後おおむね7年以内の方</p>
資金の使いみち	新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする設備資金および運転資金
融資限度額	7,200万円
ご返済期間	設備資金 20年以内、運転資金 10年以内
利率	基準利率 - 0.4%
担保・保証人	要相談

(※1) 中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に参照するための会計処理や注記等が示された要領のこと

(※2) 中小企業が計算関係書類（決算書など）を作成するに当たって拠るべき指針のこと

(※3) 中小企業支援に関する専門知識等が一定レベル以上にある者として国からの認定を受けた税理士等

日本政策金融公庫 変更情報

	前月時点	2025年3月3日時点
一般貸付の基準金利	2.60～3.70%	2.80～3.80%
創業融資の基準金利	2.70～3.80%	2.90～3.90%

メディア実績

ラジオ出演



ラジオ日本
トラック王国の「Boo!Boo!Boo!」に
近藤が出演
(2025年1月)

YouTube

■コラボレーション動画



フリー株式会社代表
佐々木大輔社長
(2024年1月)

動画を再生 ▶



株式会社識学
安藤広大社長
(2024年4月)

動画を再生 ▶



■ゲスト出演動画
ビジネスおたくチャンネル
ゲスト出演(2023年12月)

動画を再生 ▶

新刊書



会計事務所のDXの進め方

2024年10月10日(木)発売

事前準備からロードマップ、業務別のデジタル化まで、税理士事務所・会計事務所のDXの実践的進め方を解説!「現状分析シート」や「業務見直しステップ」等、あると便利な付録つき!!

ご購入はこちら ▶

セミナー



フリー株式会社主催freee会計導入後のバックオフィスDXの進め方セミナーに宮川が登場
(2024年12月)



フリー株式会社主催役員報酬の決め方セミナーに近藤が登場
(2024年10月)

取材など



FIVE STAR MAGAZINE
(2025年1月)



税界タイムズ
(2024年2月)



BIZUP
(2024年2月)



フリー株式会社とエンジョイント税理士法人との共催セミナーに代表税理士 朝倉とCTO・税理士 宮川 大介が登場
(2024年7月)

書籍



2023年12月発行

ご購入はこちら ▶



D3 BAR LOUNGE



D3 六本木 BAR LOUNGE
〒106-0032
東京都港区六本木4丁目9-5 ISO六本木ビル 3F
03-6868-4784



起業をお考えの方

お客様紹介特典！

税理士変更をご検討の方



Amazonギフト券
最大5万円分
プレゼント！

特典へのエントリーは、
弊社担当者にご相談ください。

詳細を見る >



YouTube

税理士BARラウンジ

起業成功支援

チャンネル

チャンネルを見る ▶



コンテンツガイドライン

当冊子のコンテンツは皆様への情報提供を目的としており、細心の注意を払っておりますが、関連法令およびその他の有効な典拠に従い例示の事例について作成時点における一般的な解釈について述べたものであり、専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。

また、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。

当冊子のコンテンツ公開後、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。よって、貴殿（貴社）の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、適切な専門家にご相談ください。サン共同税理士法人グループは当冊子のコンテンツに依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

また、当社は事前に通知することなく当冊子に掲載した情報の訂正、修正、追加、中断、削除等をいつでも行うことができるものとします。

サン共同税理士法人グループ コンテンツに関する問合せ窓口

メールアドレス：support@san-kyodo.jp



vol.34

月号

SANKYODO

ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています!質問箱も受け付けているので税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひフォローしてください!

拠点一覧

青山オフィス

〒107-0062
東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15F

北千住オフィス

〒120-0034
東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10F

八王子オフィス

〒192-0081
東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4F

横浜オフィス

〒220-0012
神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19F

大阪オフィス

〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス15F

沖縄オフィス

〒901-2227
沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオススクエア2-D